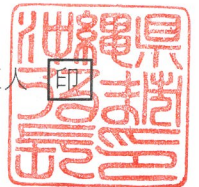


公用車適正化事業（賃貸借）に係る制限付き一般競争入札(事後審査型)の
実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、制限付き一般競争入札を実施するので、同令第167条の6及びうるま市契約規則（平成19年うるま市規則第9号）第26条の規定により、次のとおり公告する。

うるま市長 中村 正人



1 入札に付する事項

(1)件名	公用車適正化事業（賃貸借）
(2)数量	別紙仕様書のとおり
(3)履行(納入)場所	うるま市西棟 公用車駐車場
(4)仕様	別紙仕様書のとおり
(5)入札参加に必要な様式等	うるま市ホームページ本件名掲載箇所よりダウンロード
(6)履行(納入)期間	令和8年2月1日から 令和13年1月31日まで
(7)本入札仕様書等閲覧期間	公告日より令和7年8月22日 17時まで本市ホームページにて閲覧を供する

2 入札参加資格

入札公告日から開札日まで（各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格をすべて満たすこと。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
(3)	本市から指名停止措置又は入札参加資格の取消しを受けていないこと。
(4)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けていないこと。
(5)	会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請し、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないこと。
(6)	民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請し、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないこと。

(7)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。）
(8)	国税及び地方税を滞納していないこと。
(9)	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
(10)	本公告時点で ・沖縄県内に本店又は支店、営業所等を有していること。 ・車両の納引きによるメンテナンスリースの取り扱いが可能なこと。 ・直近2年間における官公庁への同様な業務実績があること。 ・車両の調達は可能な限り、うるま市内の業者を通すこと。

3 入札参加申請方法

(1)提出書類	①制限付き一般競争入札（事後審査型）参加申請書（様式第8号）
(2)提出方法及び提出先(担当課)	前項の書類を以下まで持参又は郵送すること。 提出先 持参の場合：うるま市役所 西棟1階 うるま市 資産マネジメント課管財係 郵送の場合：〒904-2292 うるま市みどり町1-1-1 うるま市 資産マネジメント課管財係 (封書表に「入札参加資格審査書類在中」と記載すること。)
(3)提出期限	公告日から令和7年8月22日（金曜日）17時まで ※受付時間は9時～17時（12時～13時までの時間を除く。） ※土、日、祝日は除く。 ※郵送の場合は、令和7年8月22日（金曜日）必着
(4)その他	① 提出された書類の返却はしない。 ② 提出された書類の受付期間後の差替え及び再提出は認めない。 ③ 提出期限までに提出書類を提出しない者の入札への参加は認めない。 ④ 2の入札参加資格がないと認められる場合は、上記(1)①の申請書を受理しない。

5 質疑応答

(1)質疑の方法	質疑がある場合には、質疑書（様式第1号）に質疑事項を記載し、下記FAX番号（又は電子メール、窓口持参）により送付すること。FAX（電子メール）送信後は、下記担当に電話連絡し、受信確認を行うこと。
(2)質疑送付確認先	FAX：098-923-7627メールアドレス：sisanmgt-ka@city.uruma.lg.jp 担当者：うるま市 資産マネジメント課 管財係 担当 山内
(3)質疑の受付期間	公告日から令和7年8月20日（水曜日）11時まで
(4)質疑に対する回答	令和7年8月25日（月曜日）17時までに市ホームページに掲載し、入札日前日17時まで掲載する。

6 入札について

(1)入札日時	令和7年9月2日（火曜日）14時 ※上記時刻までに入札会場に入室していない者は、入札に参加することができない。
(2)入札場所	うるま市役所 西棟1階 中会議室
(3)入札説明会	実施しない ※本件仕様書及び本公告を確認してください。
(4)予定価格及び最低制限価格	①予定価格・・・公表する ￥10,630,000（税抜） ②最低制限価格・・・設定しない
(5)落札の保留及び落札候補者（事後審査型）	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（予定価格及び最低制限価格を設定した場合はその制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者。以下これらを「 落札候補者 」という。）から順次 <u>順位を付す</u> 。この場合において、落札者の決定については保留とし、入札参加資格審査後に落札者を決定する。落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、 <u>次順位者から順次審査し</u> 、適格者が確認できるまでに行い落札者を決定する。

7 入札方法

(1)	入札書は、持参により提出すること。電子メール、電報、郵送又はFAXによる入札は認めない。また入札は所定の様式で行う。（市ホームページからダウンロードすること）
(2)	予定価格の公表を行うので、入札回数は1回とする。
(3)	入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札予定価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4)	入札書には、入札者の住所、商号、氏名、入札金額を記入の上、必ず押印すること。なお、入札書の訂正は無効とする。
(5)	入札金額は、アラビア文字（0、1、2、3……）でペン又はボールペンで記入し、金額の頭には必ず「¥」をつけ、消費税を含めない金額を記入すること。
(6)	入札に代理人が参加する場合は、入札前に委任状を提出すること。委任状の無い代理人の入札は認めない（退場）。
(7)	入札金額が同額の者が2名以上あるときは「くじ」により落札候補者の順位を決定する。
(8)	開札は、入札後直ちに同じ場所で行う。

9 資格審査書類の提出（事後審査型・落札候補者のみ提出）

(1)通知方法	落札候補者となった場合には、電話、Eメール、FAXなどいずれかで通知する。
(2)提出期限	令和7年9月5日（金曜日） 11時まで ※郵送は必着
(3)提出方法	下記(4)の書類を以下まで持参又は郵送すること。 ○提出先 ・持参の場合：うるま市役所 西棟 1 階 うるま市 資産マネジメント課管財係 ・郵送の場合：〒904-2292 うるま市みどり町1-1-1 うるま市 資産マネジメント課管財係 （封書表に「入札参加資格審査書類在中」と記載すること。）
(4)提出書類	①入札参加資格審査書類の提出について（様式第9号） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③印鑑証明書 ④国税及び地方税の滞納がない証明書 ※国税(その3の3又は3の2)県税(全種目証明事項で「滞納がないこと」の証明)市町村税(滞納のない証明書「完納証明」) ⑤応札書又は内訳書（任意様式） ※納車する対象の製造会社名が記載された資料で事前に仕様書に合致するか確認する為で、場合によっては市担当より確認連絡する。 ⑥実績調書（任意様式） ⑦入札保証金確認書（様式第4号） ⑧その他市長が必要と認める書類 ※官公庁から発行する書類については、提出日前3ヶ月以内に発行したものに限る。写し可。
(5)その他	① 提出された書類の返却はしない。 ② 提出された書類の差替え及び再提出は認めない。 ③ 提出期間までに提出書類を提出しない者は落札候補者と見なさない。

10 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定（事後審査型）

(1)	開札後、資格審査書類の事後審査により落札者を決定し、制限付き一般競争入札(事後審査型)落札者決定通知書（様式第10号）により通知する。
(2)	落札決定予定日は令和7年9月8日（月曜日） 予定
(3)	落札候補者順位第1位の者のみ書類提出を行い、審査の結果入札参加資格を満たしていない場合は落札候補者順位2位の者に通知を行い書類提出を通知しその提出書類の審査を行う。以降順次同様に審査し入札参加資格の適格者が確認できるまで行い落札者を決定する。

11 入札参加資格要件不適合者の審査結果について（事後審査型）

(1)入札参加資格要件不適合者への通知	落札候補者の入札参加資格の適否について、提出された書類等により審査し、入札参加資格を満たしていない場合は、制限付き一般競争入札(事後審査型)入札参加不適合者通知書（様式第11号）により通知する。
(2)入札参加資格要件不適合者に対する説明	入札参加不適合者通知書（様式第11号）を受理した者で不服がある者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を除く）以内に、市長に対して説明を求めることができる。 (1) 説明の申立て 不服がある者は、説明を求める場合、説明要求書（様式第6号）を持参又は郵送により契約担当課に提出することにより行う。 (2) 回答方法 市長は、説明要求書を受理後、説明要求回答書（様式第7号）により速やかに回答を行う。 (3) 落札者の決定について 上記、説明要求等は落札者の決定を妨げない。

12 入札の無効

(1)	入札に参加する資格のない者がした入札
(2)	委任状を持参しない代理人がした入札
(3)	同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(4)	2人以上の者から委任を受けた者がした入札
(5)	入札書の表記金額を訂正した入札又は入札書の表記金額に¥マークの記載が欠けている入札
(6)	入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
(7)	入札書の日付が欠けている又は入札書の日付が入札年月日と合わない入札
(8)	入札書が、鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を用いて記載されている入札
(9)	1回目の入札で落札者が決定せず、引き続き2回目の入札を行う場合において、1回目（3回目の場合は1回目及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
(10)	代理人が入札に参加する場合において、入札書に代理人の氏名及び代理人の使用印鑑（委任状押印の印鑑）が欠けている入札
(11)	入札書の表記金額以外の文字の訂正について、訂正する文字に二重線を引き、その上部に正しい文字を記載し、その二重線の上に当該入札で有効となる訂正印（会社実印又は委任状押印の印鑑）が欠けている入札
(12)	電子メール、電報、郵送又はファクシミリによる入札
(13)	提出することが求められる見積内訳書を提出しない者又は不備のある見積内訳書を提出した者がした入札

(14)	連合その他不正な行為があった入札
(15)	その他入札に関する条件に違反した入札

13 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金	入札金額の100分の5以上とする。ただし、うるま市契約規則第5条第2項の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除する。しかし免除された場合でも、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、その落札は効力を失い、損害賠償金として契約予定金額（税抜）の100分の5をうるま市に納付しなければならない。
(2)契約保証金	契約金額の100分の10以上とする。ただし、うるま市契約規則第6条第2項の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除する。

14 入札の辞退

（事後審査型）

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加申請書（様式第8号）を提出し、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(1)入札の辞退方法	① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第2号）を担当部署へ持参又は郵送して行う。 ② 入札執行中にあっては、入札書投函前に入札辞退届（様式第2号）又は入札辞退の旨が記載された入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。
(2)入札辞退者の扱い	入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

15 その他

(1)	入札・開札・落札者の決定に関し、この公告に記載のないものについては、うるま市契約規則及びうるま市競争契約入札心得規程による。
(2)	入札の参加者は、1事業者あたり1人とする。
(3)	入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、代理の者に交代して入札に臨むこと。（代理の者が入札に参加する場合は、委任状の提出が必要となります。）
(4)	電子契約　：　対象外　　・　対象（ただし受注者が希望しない場合は紙契約書）
(5)	入札の際に提出された書類は返却しない。
(6)	台風等自然災害又はJアラートにより市役所が閉庁又は緊急対応が必要と判断された場合、入札は延期又は取りやめることがある。その場合担当部署より速やかに延期又は取りやめの連絡を行い、延期する場合の日時は追って連絡する。

16 問い合わせ先（担当部署）

うるま市財務部資産マネジメント課管財係	担当者： 山内 電話　：098-923-7124 FAX　　：098-923-7627 E-mail：sisanmgt-ka@city.uruma.lg.jp
---------------------	--